

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

鹿児島国民年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月

私は、昭和 39 年 9 月に国民年金に加入して以降、平成 5 年 1 月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。

申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、昭和 39 年 9 月に国民年金に加入して以降、平成 5 年 1 月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 543

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間については、私が、定期的に地区の集金人に国民年金保険料を納付していた。また、私が所持する家計簿の昭和 59 年 3 月の欄に当時支払った国民年金保険料の金額が記載されており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された家計簿は、申立期間当時、使用していた家計簿と認められ、当該家計簿の昭和 59 年 3 月の欄に記載された「国年 17490」が当時の国民年金保険料の 3 か月分の保険料額である 1 万 7,490 円に合致することから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、平成 21 年 3 月 16 日付で、社会保険庁の納付記録が未納から納付済みに訂正されていることから、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年に私の自宅に初老の紳士的な男性が訪れ、国民年金の加入を勧められた。当時、同居していた私の母親からも、私の姉と一緒に国民年金に加入するよう勧められ、加入手続を行った。その際、今までの未加入期間についても、国民年金保険料を納付できるということであったため、金額を確認したところ、「保険料を納めていない期間が長いので、姉さんの分と合わせると 10 万円は超えると思います。」と言われ、翌日、私の姉が農協から 20 万円ほどの現金を引き出し、その翌日にこの金額の中から私と私の姉の二人分の国民年金保険料を当該男性に支払い、私の母親が「本当に良かった。」と安心していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 12 月 22 日に申立人、その姉及び妹と 3 人連番で払い出されていることが確認でき、「昭和 53 年に国民年金に加入した。」とする申立内容と一致している上、申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した際の状況を詳細かつ具体的に述べるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人及びその姉は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金から厚生年金保険への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っている上、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親は、昭和 36 年 4 月から 62 年 3 月まで継続して国民年金保険料を納付しており、家族共に納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする男性が当時、試算した申立人及びその姉の未納期間の国民年金保険料額は、申立人及びその姉の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 12 月の時点で納付が可能な 51 年 10 月以降の申立人及びその姉の未納期間の国民年金保険料額と概ね一致する上、申立人の姉が国民年金保険料を一括して納付するために農

協から引き出したとする金額で納付が可能な額であることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、51年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和48年8月から51年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された53年12月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年に私の自宅に初老の紳士的な男性が訪れ、国民年金の加入を勧められた。当時、同居していた私の母親からも、私の弟と一緒に国民年金に加入するよう勧められ、加入手続を行った。その際、今までの未加入期間についても、国民年金保険料を納付できるということであったため、金額を確認したところ、「保険料を納めていない期間が長いので、弟さんの分と合わせると 10 万円は超えると思います。」と言われ、翌日、私が農協から 20 万円ほどの現金を引き出し、その翌日にこの金額の中から私と私の弟の二人分の国民年金保険料を当該男性に支払い、私の母親が「本当に良かった。」と安心していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 12 月 22 日に申立人、その弟及び妹と 3 人連番で払い出されていることが確認でき、「昭和 53 年に国民年金に加入した。」とする申立内容と一致している上、申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した際の状況を詳細かつ具体的に述べるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人及びその弟は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金から厚生年金保険への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っている上、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親は、昭和 36 年 4 月から 62 年 3 月まで継続して国民年金保険料を納付しており、家族共に納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする男性が当時、試算した申立人及びその弟の未納期間の国民年金保険料額は、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 12 月の時点で納付が可能な 51 年 10 月以降の申立人及びその弟の未納期間の国民年金保険料額と概ね一致する上、申立人が国民年金保険料を一括して納付するために農協か

ら引き出したとする金額で納付が可能な額であることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、51年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和46年7月から51年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された53年12月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から43年3月まで
結婚後、私の自宅に市役所の職員が2人訪れ、「国民年金の未納期間が4年間あるが、免除申請されていないので2年分の国民年金保険料しか、さかのぼって納付できない。」との説明を受けた。
その後しばらくして、市役所で国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料をまとめて納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間以降、60歳になるまで30年以上にわたり、国民年金保険料を欠かさず納付している上、申立人が一緒に納付していたとするその夫も国民年金保険料を完納しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。
また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、41年10月から43年3月までの期間については、時効消滅前であり国民年金保険料の納付が可能な期間であることから、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さは見られない。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和40年12月から41年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された43年11月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 11 日から 37 年 12 月 25 日まで
申立期間に係る事業所は、私を実家に一時帰省した後、再度働く予定であったが、母親の反対があり、そのまま当該事業所に戻らなかったため、置いていた荷物もそのまま、退職扱いとなっている。

当該事業所からは、退職金や最後の月の給料を受け取っておらず、私は、脱退手当金制度も知らなかったため、脱退手当金を受け取るはずがない。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間に係る事業所は、申立人が中学卒業後、最初に勤務した事業所であり、この期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 38 年 6 月に支給されたこととなっているが、申立人は、昭和 39 年 2 月に国民年金に加入し、以降 60 歳になる平成 11 年 3 月までの大部分の期間の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していた事業所における申立人の厚生年金保険資格喪失日前後の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者原票については、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があるが、申立人の被保険者原票にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年12月31日まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が、当初の50万円から26万円にさかのぼって訂正されているとのことであった。

申立期間当時、私は申立事業所で工事現場業務に従事しており、入社以降、勤務形態や業務内容に変化は無かった。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年12月31日）の後の10年1月16日付けで、申立期間のすべてにおいて、さかのぼって26万円に減額されている上、申立人を除く4名についても、申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、登記簿では、申立人が、申立期間途中の平成8年8月24日から10年12月9日までの期間、申立事業所の取締役となっていることが確認できるものの、事業主は「会社の発起成立にあたり、申立人から印鑑を借りて取締役就任の手続きを行った。申立人には告知したことはなく、名目上の取締役であったので雇用保険に加入させた。」と供述しており、雇用保険の加入記録などを踏まえると、申立人は、実質的には当該事業所と雇用関係

にあったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していた事実は無いと考えられる。

さらに、申立人の「標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることについては、社会保険事務局からの訪問調査を受けた平成 20 年 12 月 16 日に初めて知り、社会保険事務所や事業主からは標準報酬月額の引き下げの説明を受けたことは一切無い。」とする供述内容に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が提出した「平成 8 年度市・県民税課税(所得)証明書」には、申立人の給与収入は 600 万円であることが確認できるところ、この金額を 12 月で除した月額相当額(50 万円)は、社会保険庁のオンライン記録にある遡及訂正処理前の標準報酬月額と申立期間を通じて一致することを踏まえると、申立人の主張どおりの給与実態があったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年9月は20万円、14年7月、同年9月、15年1月、同年5月から16年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年9月及び同年10月の標準報酬月額については、既に30万円に記録が訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されない期間と記録されている。しかし、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から17年10月まで

私がA社から控除されていた厚生年金保険料は、同社が社会保険事務所へ納付していた保険料に比べて高いのではないかと思い、社会保険事務所に申し立てたところ、社会保険事務所が同社を調査した結果、申立期間のうち、消滅時効の2年を超えているとして平成17年9月及び同年10月については訂正されたものの、私の年金額には反映されないとされ、また、3年3月から17年8月までの174か月については、いまだに訂正されていない。

申立期間のうちの一部の期間の給料支払明細書を持っているので、申

立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書及び申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成4年9月は20万円、14年7月、同年9月、15年1月、同年5月から16年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は24万円に訂正することが妥当である。

なお、当該給料支払明細書等において、平成3年10月から4年8月までの期間、7年10月から11年9月までの期間、13年10月から14年6月までの期間及び16年9月から17年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していると認められることから、また、平成15年2月、同年4月及び16年5月の標準報酬月額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成3年3月から同年9月までの期間、4年10月から7年9月までの期間、11年10月から13年9月までの期間、14年8月、同年10月から同年12月までの期間及び15年3月については、申立人の勤務実態が明らかでなく、前出の給料支払明細書、賃金台帳等が無いことから、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額等が不明であるため、記録の訂正を認めることはできない。

一方、平成17年9月及び同年10月の標準報酬月額については、事業主の届出により19年12月に24万円から30万円に訂正されたものであるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されないこととなっている。

しかしながら、申立事業所が保管する当該期間の賃金台帳において、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該記録を取消し、平成17年9月及び同年10月の標準報酬月額を26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間のうち、平成4年9月、14年7月、同年9月、15年1月、同年5月から16年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、17年9月及び同年10月については、当時の社会保険関係資料を保管しておらず、申立期間当時の詳細は不明としているが、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの期間及び12年4月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から6年3月まで
② 平成12年4月から16年6月まで

申立期間については、私が市役所に出向き、毎年、免除申請手続きをしたにもかかわらず、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「毎年、国民年金保険料の免除申請手続きを行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間は、国民年金保険料を免除できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録により、申立人が当該期間後の平成16年8月に免除申請手続きを行っていることが確認でき、その時点では、当該期間は、国民年金保険料を免除できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る免除申請手続きに関する記憶が明確でない上、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から47年11月まで
私の夫は、昭和40年7月に県の出先機関に転勤になった際、同僚から話を聞いて、私の国民年金の加入手続を行った。
また、私の国民年金保険料については、私の夫の給与から毎月、控除され、納付した保険料の領収書を国民年金手帳に貼付していたことを記憶しているため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月27日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その夫が国民年金の加入手続をしたとする昭和40年7月時点は、共済年金の被保険者であったことが確認できることから、当時は、国民年金に加入することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時の申立人の夫の勤務先に聴取したところ、「当時、国民年金保険料を職員の給与から控除していたことを確認できない。」としており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から28年5月5日まで
私は、申立期間に係る事業所を婚姻のために退職した。脱退手当金を支給されたとする28年11月19日には、すでに結婚して別の町に転居していた。

当時、私は、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金の受給手続を行った記憶も無く、また、退職後、当該事業所には一度も行っていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄に、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和28年11月19日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、通算年金制度創設前の昭和28年11月19日に支給決定されており、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、昭和36年4月に国民年金に加入するまでの約7年間、厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 8 月 ころまで
私は申立期間中、A市のB社で運転手として勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、申立事業所の採用面接の際、社会保険について質問したところ、「入社すれば直ちに社会保険へ加入してもらいます。」との返事だった記憶があり、また、入社後に病気入院した際、当該事業所からもらっていた健康保険証を使ったことや、傷病手当金を会社に請求し、受け取ったことを覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述内容から、申立期間当時、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は当該事業所に入社後2月ほど勤務し、その後は病気療養のため傷病手当金を受給していた状況であったため、同僚については記憶していないとしている。

さらに、同時期に勤務していた複数の者から供述を得られたが、申立人に関する情報は得られなかった。

加えて、現存する申立事業所へ照会したものの、申立期間当時の関係書類が保管されていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することが出来なかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 13 年 6 月 29 日まで
今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、私の夫の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実に対してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私の夫の申立期間当時の給与は月 70 万円くらいであり、この金額に見合う厚生年金保険料等が控除されていることが確認できる資料も残っている。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成11年6月から12年9月までは59万円、同年10月から13年5月までは62万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成13年6月29日)の後の13年7月9日付けで、申立期間のすべてにおいて、さかのぼって9万8,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、登記簿により、申立人が申立期間を含む平成7年5月6日から13年11月3日までの期間、申立事業所の代表取締役になっているこ

とが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る平成12年度滞納処分票により、上記の遡及訂正が行われた当時、申立事業所は厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納額が高額となっていたことが確認でき、社会保険事務所から保険料納付を強く要請され、協議を行っていたものと推認されるところ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。